

改正

令和元年9月26日条例第16号

日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例

日本標準時子午線である東経135度と北緯35度が交差する日本列島の中心である「日本のへそ」に位置する西脇市。恵まれた自然の中、悠久のときを経て暮らしと深く結びついた農業を育み、黒田庄和牛、山田錦、金ゴマ、黒大豆など全国に誇れる地域食材を生産しています。

私たちは、この地が豊饒(じょう)の地であることに誇りを持ち、地域食材の魅力について認識を深め、その魅力を広く発信し、本市に更なるにぎわいの創出を目指します。

そのためには、訪れる全ての人々に喜びと感動を与える「おもてなし」の心の醸成を行うとともに、その実践に努めることが大切です。

ここに、郷土への誇りと愛する心を持ち、地域食材による「おもてなし」の担い手として、地域経済の活性化に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における地域食材を活用したおもてなしの基本理念を定め、市の責務並びに生産者及び市民の役割を明らかにすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域食材 市内で生産された農畜産物及びその加工品をいう。
- (2) おもてなし 市並びに生産者及び市民が、郷土に対する誇りと愛着を持って来訪者をもてなすことをいう。
- (3) 生産者 市内で地域食材の生産、加工又は調理に関する事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 地域食材を活用したおもてなしは、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (1) 市並びに生産者及び市民は、それぞれがおもてなしの担い手であることを自覚し、おもてなしの取組に参画すること。
- (2) 市並びに生産者及び市民は、相互に連携し、協力することにより、おもてなしの取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、地域食材を活用したおもてなしに関する施策の推進及び普及啓発に努めなければならない。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、全国に誇れる安全安心な地域食材を生産し、加工し、又は調理することに誇りを持ち、その技術の向上及び継承に努めるとともに、地域食材の普及及び地域食材を活用したおもてなしに努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域食材の魅力について認識を深めるとともに、来訪者に対する地域食材を活用したおもてなしに努めるものとする。

(日本酒による乾杯の推進)

第7条 市並びに生産者及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、市内で開催される会食等の機会に、市内産の山田錦で製造された日本酒による乾杯を推進し、地域の食文化の継承に努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第8条 市並びに生産者及び市民は、この条例による取組を行うに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。